

一般財団法人徳島陸上競技協会  
評議員及び役員候補者選定委員会規程

(目的)

第1条 「評議員及び役員候補者選定委員会」(以下「本委員会」という。)に関することを定める。

(審議事項)

第2条 本委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評議員会に提出する次期の評議員候補者についての理事会議案の策定
- (2) 評議員会に提出する次期の役員(理事・監事)候補者についての理事会議案の策定
- (3) 評議員候補者及び役員候補者の選定に関する基本的な考え方、審査方法その他前2号の事項を審議するために本委員会が必要と認める事項

(委員長及び委員)

第3条 本委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 5名以上 10名以内

- 2 委員は、本協会評議員、本協会役員及びその経験者、並びに外部有識者の内から、理事会決議により選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選により選定し、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、次期の評議員並びに役員が決定する時までとする。

(委員会)

第5条 本委員会は会長が招集して、委員長がその議長となる。

- 2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 本委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本委員会において定める。

(本規則の変更)

第6条 本規則は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

本規則は、2022年11月5日から施行する。